

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の改正に関する意見募集について

脅されたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる、いわゆる「自画撮り被害」により悩み困惑する青少年からの相談が多く寄せられています。こうした状況を受け、東京都では、本年2月以降、知事の附属機関である東京都青少年問題協議会において、この喫緊の課題について審議を重ね、本年5月に、取り組むべき対策について緊急答申を取りまとめました（「児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について」（第31期東京都青少年問題協議会緊急答申）<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/singi/seisyokyo/31ki-menu/31toushin.pdf>）。

本答申の結びにおいて、「対策に当たっては、まずは、青少年自身の性に関する健全な判断能力を育成することが重要であることは論を待たないところである。加えて、その判断能力が未成熟である間は、これに起因して青少年の福祉が阻害されないように青少年、保護者等への普及啓発等を充実させることが重要である。また、技術的な対応を促進することによっても、これを補完できる面もあるだろう。さらに、青少年の判断能力が未成熟であることに付け込んだ悪質な勧誘行為といった何人も青少年に対して行うべきではない行為については、条例により禁止することも提言した」（答申18頁）と述べられており、同答申を受け、東京都では、自画撮り被害の防止に向けた普及啓発等の取組を強化しているほか、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の改正を検討しています。

また、本年6月に、青少年によるフィルタリング利用の促進を目的として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の改正が行われたことに伴い、併せて、同条例における所要の規定整備を検討しています（答申10頁）。

つきましては、都民等の皆様から幅広く御意見を募集することとしましたので、お知らせします。

1 意見募集の対象

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の改正について（案）

（別紙参照）

2 意見募集期間

平成29年9月22日（金曜日）から10月22日（日曜日）まで

3 閲覧方法

インターネット及び都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階北側）での閲覧ができます。

<インターネット掲載箇所>

東京都トップページ⇒「あなたの声をお寄せください」⇒「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の改正に関する意見募集について」

4 意見提出方法

電子メール、ファクス又は郵送で御提出ください（郵送は締切日消印有効）。

なお、電話による受付はいたしません。

必要とする記載事項

- ・ 個人の場合 住所（区市町村名まで御記入ください）、性別、年齢
- ・ 法人の場合 所在地（区市町村名まで御記入ください）、業種

※ 郵送、ファクス、電子メールの件名は、「東京都青少年健全育成条例への意見」として
てください。

<電子メールの場合>

以下のメールアドレスまでテキスト形式で御提出ください。

S0000903(at)section.metro.tokyo.jp

※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しています。お手数ですが、
(at)を@に置き換えて御利用ください。

<ファクス又は郵送の場合>

ファクス：03-5388-1217 ※ 番号の誤りに御注意ください。

郵送：〒163-8001 東京都 青少年・治安対策本部 総合対策部
青少年課 意見募集担当

5 留意事項

- (1) 御意見は日本語で記載してください。
- (2) 御提出いただいた御意見につきましては、個人情報を除き、公開することがあります。
- (3) いただいた御意見に対する個別の回答はいたしません。
- (4) ファクス番号、メールアドレス等はお間違えのないよう、お願いいたします。
- (5) 電子メールは、テキスト形式で御提出ください。データファイル等を添付された場合、

情報セキュリティの都合上、メールを開くことができない場合があります。

- (6) メールアドレス等、電子機器の性質上得られた個人情報に関するデータは、個人情報の漏洩防止のため消去いたします。

6 参考（意見募集の対象ではありません。）

現行の条例等に関する資料は、次のサイトを御覧ください。

- ・ 東京都青少年の健全な育成に関する条例

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/g1012150001.html

- ・ 第 31 期東京都青少年問題協議会

<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/singi/seisyokyo/>

- ・ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/hourei.html

- ・ 東京子どもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」

（青少年のネット・ケータイのトラブルに関する都の相談窓口）

<http://www.tokyohelpdesk.jp/>

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の改正について（案）

1 改正の考え方

- (1) 児童ポルノ等被害、特に自画撮り被害が深刻化する中で青少年の健全な育成を図るため、性に関する健全な判断能力の未成熟に乗じて青少年自身に係る児童ポルノやその電磁的記録等の提供を当該青少年に求める行為を禁止するとともに、このような健全育成を阻害するおそれのある働きかけから青少年を守ることに資する取組等を推進するための規定を整備する。
- (2) 青少年によるフィルタリング利用を促進するための「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）の改正に伴い、所要の規定を整備する。

2 主な内容

(1) 青少年の性に関する都の責務の追加（第三章の二関係）

- **青少年の性に関する健全な判断能力が形成途上であることに起因して、青少年の健全な育成が阻害されないように、普及啓発等の施策の推進に努めることを都の責務に加える。**

【改正の考え方】

- ・ 現行条例では、青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図ることを目的とした普及啓発、教育、相談等の施策の推進を都の責務としているが、新たに、当該判断能力が形成途上である間に、自画撮り被害等により青少年の健全育成が阻害されないように普及啓発等の施策を推進することも都の責務とする。

(2) 青少年の健全育成上有益なアプリケーション等の推奨対象への追加（第二章関係）

- **インターネット接続機器において利用可能なアプリケーション等の機能で、規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨対象に加える。**

【改正の考え方】

- ・ 現行条例では、インターネット上の有害な情報を青少年が得ることがないように必要な配慮を行っていることなど、規則で定める基準に該当する携帯電話端末等を推奨することができることとしているが、新たに、自画撮り被害につながる有害な働きかけから青少年を守るアプリケーション等、青少年の健全育成上有益な機能も推奨対象とする。

(3) 青少年自身に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に不当に求める行為の禁止
(第三章の二関係)

- 青少年自身に係る児童ポルノやその電磁的記録その他の記録を提供するように当該青少年に求める行為で、次に掲げる状況・態様で行われるものを禁止する。【罰則あり】
- ・ 青少年に拒まれたにもかかわらず求める
 - ・ 威迫する方法により求める
 - ・ 欺く方法により求める
 - ・ 困惑させる方法により求める
 - ・ 対償を供与し、又はその供与の約束をする方法により求める

【改正の考え方】

- ・ 青少年の性に関する健全な判断能力の未成熟に乗じた不当な手段により、青少年自身に係る児童ポルノ等を提供するよう当該青少年に求める行為を、青少年の健全な育成を阻害するおそれの高い行為として罰則をもって禁止する。
- ※ 条例第 30 条（青少年についての免責）により、この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年の違反行為について適用されない。
- ※ 都外所在の者から、都内所在の青少年にメール等で当該行為が行われた場合に、本規定は、当該都外所在の者に対しても適用される。

(4) 青少年インターネット環境整備法の改正に伴う所要の規定整備（第三章の四関係）

- 青少年インターネット環境整備法の改正により新設された「青少年有害情報フィルタリング有効化措置」（注）について、現行の「青少年有害情報フィルタリングサービス」の取扱いと同様に、次に掲げる取扱いを規定する。
- ・ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（代理店を含む。以下同じ。）は、青少年又は保護者に対し、青少年有害情報フィルタリング有効化措置の内容等について説明した上、説明書を交付
 - ・ 同措置を希望しない保護者は、事業者に対し理由書を提出
 - ・ その場合、事業者はその理由を書面若しくは電磁的方法で記録・保存
- その他、所要の規定整備を行う。

（注）青少年有害情報フィルタリング有効化措置

インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置（同法第 16 条）

【改正の考え方】

- ・ 現行条例では、青少年インターネット環境整備法上の「青少年有害情報フィルタリングサービス」について、①携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、同サービスの内容等を青少年又は保護者に説明した上、説明書を交付、②同サービスを利用しないこととする保護者は、事業者に対し理由書を提出、③その場合、事業者はその理由を書面若しくは電磁的方法で記録・保存、という取扱いを規定しているところ、同法上に「青少年有害情報フィルタリング有効化措置」が新設されたことに伴い、同様の取扱いを規定する。
- ・ その他、青少年インターネット環境整備法の改正に伴う所要の規定整備を行う。